

昭和五十五年国家公安委員会規則第四号

国際捜査共助等に関する法律に関する書式例  
警察法施行令(昭和29年政令第151号)第13条の規定に基づき、国際捜査共助法に関する書式例を次のように定める。

国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に關して作成する書類は、別記様式第1号から第32号までによるものとする。

附則 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附則(平成二二年二月二日国家公安委員会規則第二二二号)  
この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附則(平成一六年六月二五日国家公安委員会規則第二三三号)  
この規則は、平成一六年六月二五日から施行する。

この規則は、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年六月二十九日)から施行する。

附則(平成二四年六月二二日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年六月二十二日)から施行する。

附則(令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号)  
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に關する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の系統等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に關する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に關する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に關する規則、国家公安委員会関係自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に關する規則、確認事務の委託の系統等に関する規則、携帯音声通信業務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に關する規則、少年法第六條の二第三項の規定に基づく警察職員職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に關する規則、猟銃及び空気銃の取扱に關する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に關する事務の一部を行わせることができる者の指定に關する規則、行方不明者発見活動に關する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又

は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に關する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に關する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則(令和四年三月三二日国家公安委員会規則第一三三号)  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

1 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

目次

- 様式第1号 供述調書(甲)
- 様式第2号 鑑定嘱託書(乙)
- 様式第3号 鑑定処分許可請求書
- 様式第4号 実況見分調書
- 様式第5号 任意提出書
- 様式第6号 任意提出書
- 様式第7号 任意提出書
- 様式第8号 任意提出書
- 様式第9号 押収品目録
- 様式第10号 押収品目録交付書
- 様式第11号 共助関係事項照會書
- 様式第12号 保全要請書
- 様式第13号 保全要請期間延長通知書
- 様式第14号 差押/搜索/検証/許可状請求書
- 様式第15号 記録命令付差押許可状請求書
- 様式第16号 身体検査令状請求書
- 様式第17号 差押調書
- 様式第18号 記録命令付差押調書
- 様式第19号 搜索調書
- 様式第20号 搜索証明書
- 様式第21号 搜索差押調書
- 様式第22号 検証調書
- 様式第23号 身体検査調書
- 様式第24号 所有権放棄書
- 様式第25号 電磁的記録に係る権利放棄書
- 様式第26号 還付請書
- 様式第27号 仮還付請書
- 様式第28号 交付請書
- 様式第29号 複写電磁的記録請書
- 様式第30号 報告書
- 様式第31号 質問てん末書

様式第1号（国際捜査共助等に関する法律第8条）

(甲)

供 述 調 書	
本 籍	
住 居	
	電話
職 業	電話
氏 名	
	年 月 日生（ 歳）
上記の者に対する	の要請に係る
共助事件（共助犯罪名	）
につき、	年 月 日
において、本職は、あらかじめ共助犯罪被	
疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べた	
ところ、任意次のとおり供述した。	
供述調書の結びの記載例	
	印
以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。	
年 月 日	
(所 属)	
司法	印
○ ○ ○ 警 察	

注意 共助の要請に関し、共助犯罪被疑者の供述を録取する場合には、本様式によること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第2号（国際捜査共助等に関する法律第8条）

(乙)

供 述 調 書	
住 居	
	電話
職 業	電話
氏 名	
	年 月 日生（ 歳）
上記の者は、	年 月 日
において、本職に対し、	
の要請に係る共助事件につき、任意次のと	
おり供述した。	
供述調書の結びの記載例	
	印
以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。	
年 月 日	
(所 属)	
司法	印
○ ○ ○ 警 察	

注意 共助の要請に関し、共助犯罪被疑者以外の者の供述を録取する場合には、本様式によること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第3号（国際捜査共助等に関する法律第8条）

鑑 定 嘱 託 書	
年 月 日	
殿	
(所 属) 司法	印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
の鑑定を嘱託します。	の要請に係る共助事件について、下記事項 記

注意 共助の要請に関し、鑑定の嘱託をする場合には、本様式によること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第4号（国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条  
国際捜査共助規則第1条  
刑事訴訟法第225条  
刑事訴訟規則第159条）

鑑 定 処 分 許 可 請 求 書	
年 月 日	
地 方 裁 判 所 裁 判 官 殿 (所 属) 司法警察員	印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
	の要請に係る共助事件につき、鑑定を嘱託 された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。
鑑定人の職業及び氏名	( 歳)
鑑定を嘱託した年月日	年 月 日
鑑定嘱託事項	
共助犯罪事実の要旨	
	記
1 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、 解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物	
2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

注意 共助の要請に関し、鑑定に必要な処分の許可を請求する場合には、本様式によること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第5号（国際捜査共助等に関する法律第8条、第18条）

<b>実 況 見 分 調 書</b>	
(所 属)	年 月 日
共助 協力 共助 協力	印
犯罪被疑者 犯 罪 名	
の要請に係る共助事件につき、本職は、	
下記のとおり実況見分をした。	
1 実況見分の日時	記
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2 実況見分の場所、身体又は物	
3 実況見分の目的	
4 実況見分の立会人(住居、職業、氏名、年齢)	
5 実況見分の経過	

注意 1 共助又は協力の要請に関し、実況見分を行った場合には、本調書を作成すること。  
 2 事例に応じ、不要の文字を附すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第6号（国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条  
刑事訴訟法第221条、第222条）

<b>任 意 提 出 書</b>				
(所 属) 司法 殿	年 月 日			
住居	電話			
職業				
氏名	( 歳) 印			
の要請に係る共助事件につき、下記物件を				
任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。				
提 出 物 件				
番 号	品 名	数 量	提出者処分意見	備 考

注意 共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。  
 (用紙 日本産業規格A4)

様式第7号 (国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条)  
刑事訴訟法第221条、第222条

<b>領置調書</b>		差出人			
		住居、氏名			
(所 属)		年 月 日			
司法		印			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名					
の要請に係る共助事件につき、本職は、 年 月 日、 において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。					
押 取 品 目 録					
符号	番号	品 名	数量	所有者の住居、氏名	備考

注意 1 共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、本調書を作成すること。  
2 符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される押取物の整理番号とすること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第8号 (国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条)  
刑事訴訟法第222条、第120条

押 取 品 目 録				共助犯罪		備考
				被疑者	ほか	
符号	番号	品 名	数量	被差押人又は差出人の住居、氏名	所有者の住居、氏名	

注意 1 共助の要請に関し、証拠物を差し押さえ、又は証拠物の任意提出を受けた場合には、本目録を作成すること。  
2 符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される押取物の整理番号とすること。  
(用紙 日本産業規格A4)





様式第13号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第197条

<b>保 全 要 請 取 消 書</b>	
年 月 日	
殿	
(所 属)	
司法	㊟
<p>の要請に係る共助事件について、年 月 日 付け保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、保 全する必要がなくなったので、下記のとおり、国際捜査共助等に関する法律第13 条において準用する刑事訴訟法第197条第3項によって、その求めを取り消しま す。</p>	
記	
1	消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録
2	備考

(用紙 日本産業規格A4)

様式第14号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
国際捜査共助規則第1条  
刑事訴訟法第218条  
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条

<b>差 押 査 索 許 可 状 請 求 書</b>	
年 月 日	
地 方 裁 判 所 裁 判 官 殿	
(所 属)	
司法警察員	㊟
共助犯罪被疑者	
共 助 犯 罪 名	
<p>の要請に係る共助事件につき、下記のとおり 許可状の発付を請求する。</p>	
記	
1	差し押さえるべき物
2	捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
3	7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
4	国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複製すべきものの範囲
5	日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
6	共助犯罪事実の要旨

注意 1 共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合には、本様式によること。  
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第15号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条  
国際捜査共助規則第1条  
刑事訴訟法第218条  
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条〕

<b>記録命令付差押許可状請求書</b>	
年 月 日	
地方裁判所 裁判官 殿	
(所 属) 司法警察員	
印	
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
の要請に係る共助事件につき、下記のとおり 記録命令付差押許可状の発付を請求する。	
記	
1	記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
2	電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
3	7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
4	日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
5	共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、記録命令付差押えの許可状を請求する場合には、本様式によること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第16号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条  
国際捜査共助規則第1条  
刑事訴訟法第218条、第222条  
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条〕

<b>身体検査令状請求書</b>	
年 月 日	
地方裁判所 裁判官 殿	
(所 属) 司法警察員	
印	
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する 身体検査令状の発付を請求する。	
記	
1	身体検査を受ける者
	氏 名
	年 齢 年 月 日生 ( 歳 ) 性別
	職 業
	住 居
	健康状態
2	身体検査を必要とする理由
3	検査すべき身体の部位
4	7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
5	日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
6	共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第17号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第218条、第222条

<b>差 押 調 書</b>	
年 月 日	
(所 属) 司法	
⑥	
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
年 月 日付け の発した差押許可状を	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり差押えをした。 記
1 差押えの日時	
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2 差押えの場所	
3 差押えの目的たる物	
4 差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)	
5 差押えをした物	
別紙押収品目録記載のとおり	
6 差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)	

注意 1 共助の要請に関し、差押えにより証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第18号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第218条、第222条

<b>記 録 命 令 付 差 押 調 書</b>	
年 月 日	
(所 属) 司法	
⑥	
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
年 月 日付け の発した記録命令付差押許可状を	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり記録命 令付差押えをした。 記
1 記録命令付差押えの日時	
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2 記録命令付差押えの場所	
3 記録命令付差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)	
4 記録させ又は印刷させた電磁的記録	
5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者	
6 記録命令付差押えにより差押えをした物 別紙押収品目録記載のとおり	
7 記録命令付差押えの経過	

注意 1 共助の要請に関し、記録命令付差押えにより証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第19号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第218条、第222条

捜 索 調 書	
年 月 日	
(所 属) 司 法	印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
年 月 日付け の発した捜索許可状を	の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり捜索をした。 記
1 捜索の日時	
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2 捜索の場所、身体又は物	
3 捜索の目的たる人又は物	
4 捜索の立会人 (住居、職業、氏名、年齢)	
5 捜索の経過	

注意 1 共助の要請に関し、捜索をした場合には、本調書を作成すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第20号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第222条、第119条

捜 索 証 明 書	
年 月 日	
殿	
(所 属) 司 法	印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名	
年 月 日	の要請に係る共助事件につき、
において、本職が行った捜索については、証拠物がなかったことを証明します。	

注意 共助の要請に関し、捜索をした場合において、押収すべき証拠物がなく、捜索を受けた者からその旨の証明を請求されたときは、本証明書を交付すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第21号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第218条、第222条

捜 索 差 押 調 書		年 月 日
(所 属) 司法		印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名		
年 月 日付け の発した捜索差押許可状を とおり捜索差押えをした。		の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記の 記
1	捜索差押えの日時 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2	捜索差押えの場所、捜索した身体又は物	
3	捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物	
4	捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）	
5	差押えをした物 別紙押収品目録記載のとおり	
6	捜索差押えの経過（国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等 に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第1項において準用 する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）	

注意 1 共助の要請に関し、捜索及び差押えを同時にした場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付  
すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第22号〔国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条〕  
刑事訴訟法第218条、第222条

検 証 調 書		年 月 日
(所 属) 司法		印
共助犯罪被疑者 共 助 犯 罪 名		
年 月 日付け の発した検証許可状を		の要請に係る共助事件につき、本職は、 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり検証をした。 記
1	検証の日時 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
2	検証の場所又は物	
3	検証の目的	
4	検証の立会人（住居、職業、氏名、年齢）	
5	検証の経過	

注意 1 共助の要請に関し、検証をした場合には、本調書を作成すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第23号（国際検査共助等に関する法律第8条、第13条）  
刑事訴訟法第218条、第222条

**身体検査調書**

年 月 日

(所 属)  
司法 ④

共助犯罪被疑者  
共 助 犯 罪 名

の要請に係る共助事件につき、本職は、  
年 月 日付け 地方裁判所 裁判官  
の発した身体検査令状を下記被検査者に示して、下記のとおり身体検査をした。  
記

- 1 身体検査の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 身体検査の場所
- 3 身体検査を受けた者（住居、職業、氏名、年齢、性別）
- 4 身体検査の立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 身体検査を必要とした理由
- 6 検査した身体の部位
- 7 身体検査の経過

注意 共助の要請に関し、身体検査令状に基づき、身体を検査をした場合には、本調書を作成すること。  
(用紙 日本産業規格A4)

様式第24号（国際検査共助等に関する法律第8条）

共助犯罪被疑者

**所有権放棄書**

年 月 日

(所 属)  
司法 殿

住 居  
氏 名 ④

下記目録の物件について所有権を放棄します。

目 録				
符 号	番 号	品 名	数 量	備 考

注意 共助の要請に関し、証拠物について所有権放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。

取 扱 者 印

(用紙 日本産業規格A4)







